

# 業 務 概 況

平成 2 9 年度版



国 土 交 通 省  
九州運輸局下関海事事務所

# 目次

## I 管内の概要

1. 運輸事業の現況	1
2. 港湾運送事業	2
3. 造船業	4
4. モーターボート競走	5
5. 船舶検査	6
6. 船員関係	6
7. 船員職業安定業務	7
8. 船員労務監査	8
9. 運輸安全マネジメント	8
10. 外国船舶監督業務	9

## II 下関海事事務所の概要

1. 名称・所在地	10
2. 管轄区域	10
3. 沿革	11
4. 組織及び主な業務	12

# I 管内の概要

## 1. 運輸事業の現況

(各年度末)

事業	種別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
定期航路事業	一般旅客定期航路	5(6)	4(5)	4(5)	3(4)	3(4)
	対外旅客定期航路	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)
	(参考:韓国船社)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	対外貨物定期航路	1	1	1	1	1
内航海運業	運送業	8	7	7	7	7
	船舶貸渡業	38	36	35	32	32
港湾運送事業	一般港湾運送事業	4	4	4	4	4
	港湾荷役事業	14	14	14	13	13
倉庫業	普通倉庫	40	39	36	36	36
	冷蔵倉庫	15	15	14	14	14

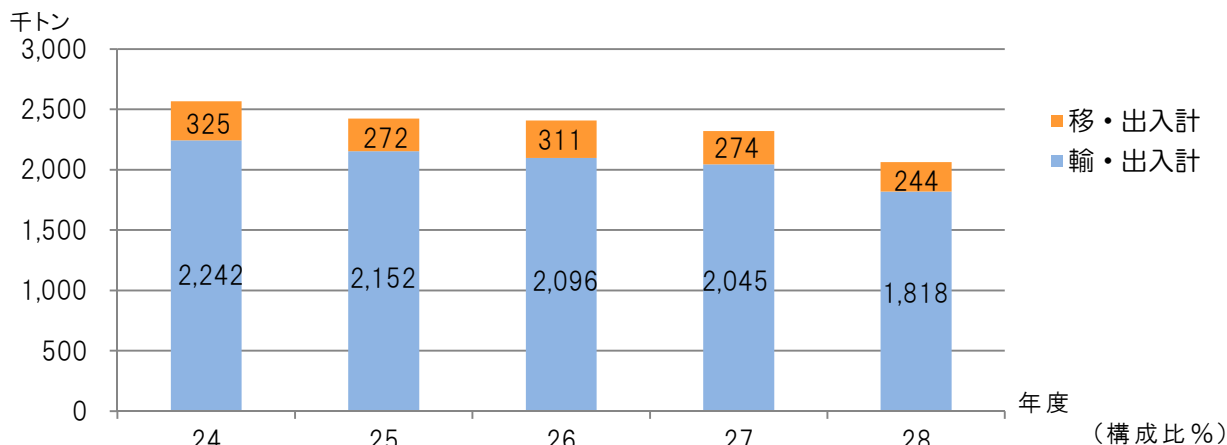
(注)( )内は航路数を示す。

一般旅客定期航路図



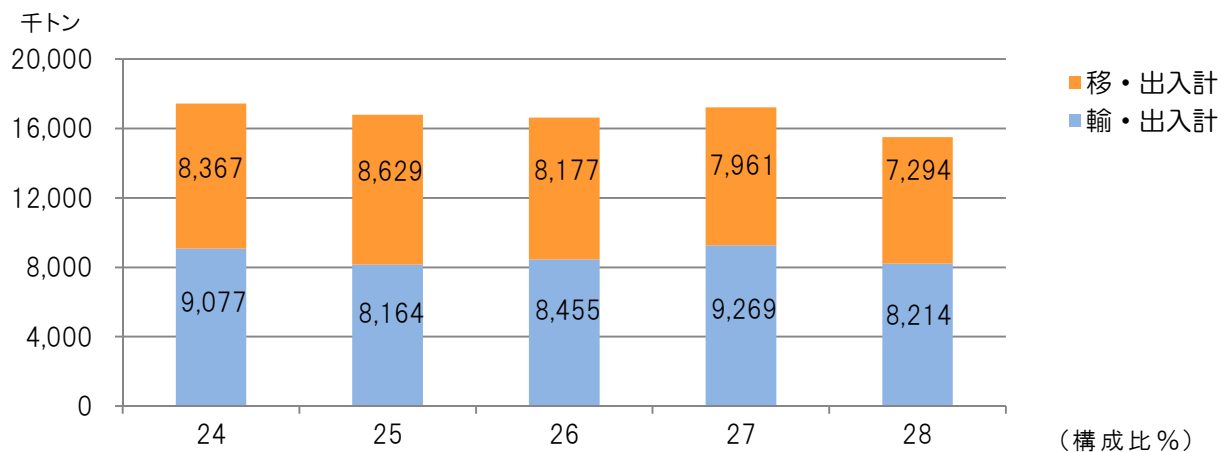
## 2. 港湾運送事業(港湾別貨物取扱い実績)

### 【下関港】



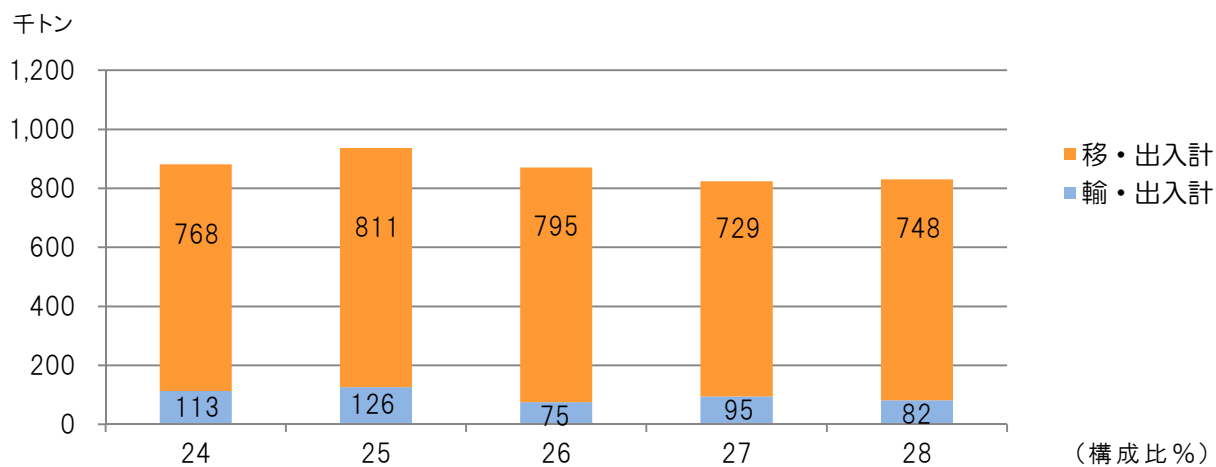
	1位		2位		3位		4位	
24	実入りコンテナ	49.4	空コンテナ	24.1	自動車	11.4	化学工業品	5.4
25	実入りコンテナ	48.7	空コンテナ	25.0	自動車	12.7	金属鉱	3.4
26	実入りコンテナ	46.1	空コンテナ	23.2	自動車	14.1	金属鉱	3.7
27	実入りコンテナ	44.7	空コンテナ	23.7	自動車	11.9	その他鉱産品	3.5
28	実入りコンテナ	48.0	空コンテナ	21.2	自動車	10.9	その他鉱産品	4.0

### 【宇部港】



	1位		2位		3位		4位	
24	石炭	54.0	鉱産品	18.6	窯業品	7.0	セメント	6.2
25	石炭	53.7	鉱産品	20.9	セメント	5.3	窯業品	4.9
26	石炭	51.2	鉱産品	21.8	窯業品	7.0	セメント	6.8
27	石炭	57.0	鉱産品	19.7	セメント	6.7	窯業品	6.1
28	石炭	51.0	鉱産品	22.4	窯業品	8.7	セメント	6.4

## 【小野田港】



	1位		2位		3位		4位	
24	金属くず	31.5	鉄鋼	27.9	その他鉱産品	23.1	化学肥料	5.6
25	金属くず	32.8	鉄鋼	28.3	その他鉱産品	26.0	セメント	4.4
26	金属くず	33.3	鉄鋼	28.7	その他鉱産品	23.0	化学肥料	5.7
27	金属くず	30.5	鉄鋼	27.8	その他鉱産品	25.2	セメント	6.2
28	金属くず	35.0	鉄鋼	28.9	その他鉱産品	21.1	セメント	5.9

### 3. 造船業

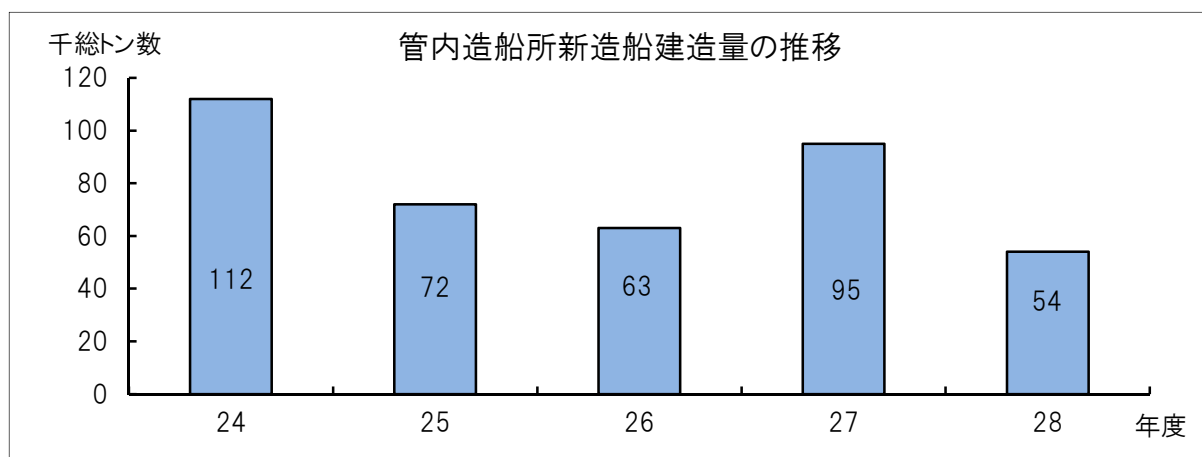
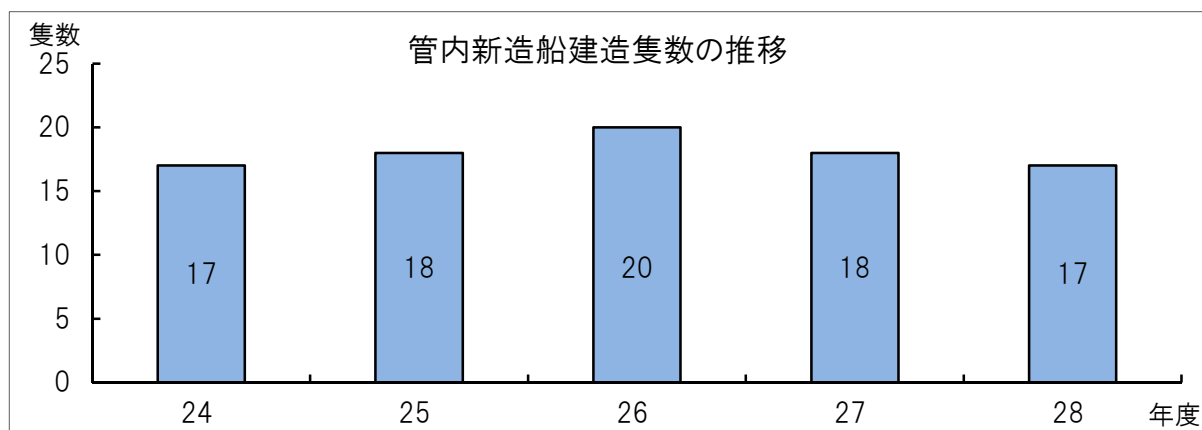
#### 【造船所設備能力表】

平成 29 年 4 月 1 日現在

区分	能力	500GT	500GT	1,000GT	3,000GT	5,000GT	10,000GT	合計
		未満	以上	以上	以上	以上	以上	
建造設備	ドック	0	1	1	0	2	0	4
	建造船台	0	1	0	0	0	1	2
	計	0	2	1	0	2	1	6
修繕設備	ドック	0	2	1	0	2	1	6
	引揚船台	1	1	3	0	0	0	5
	計	1	3	4	0	2	1	11
							総合計	17

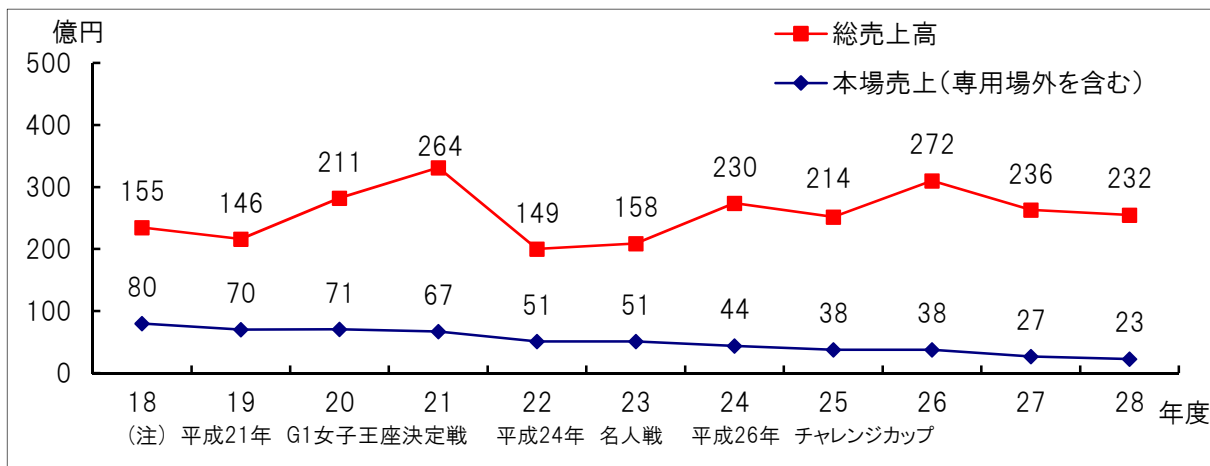
(注) 建造と修繕の併用設備は建造設備に計上した。

#### 【鋼船建造実績の推移】

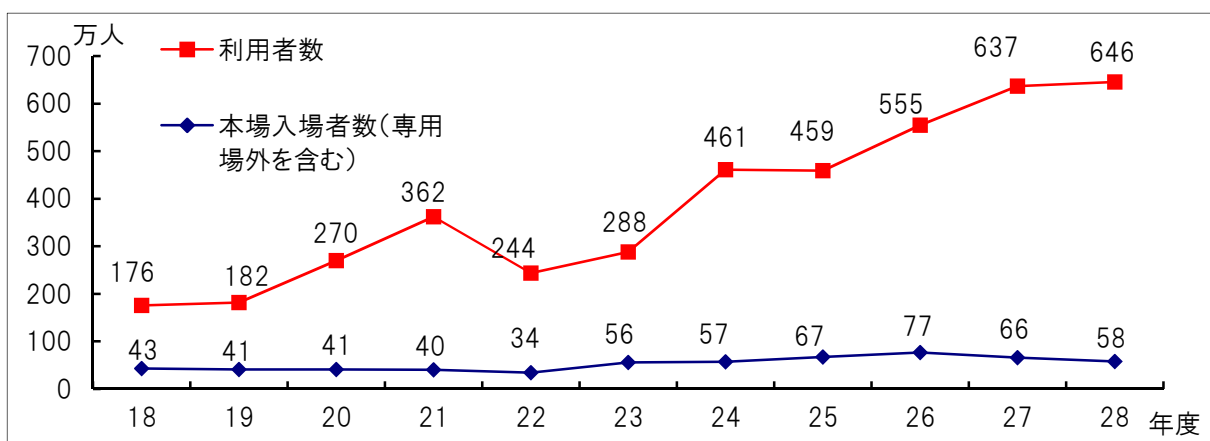


#### 4. モーターボート競走(下関競走場)

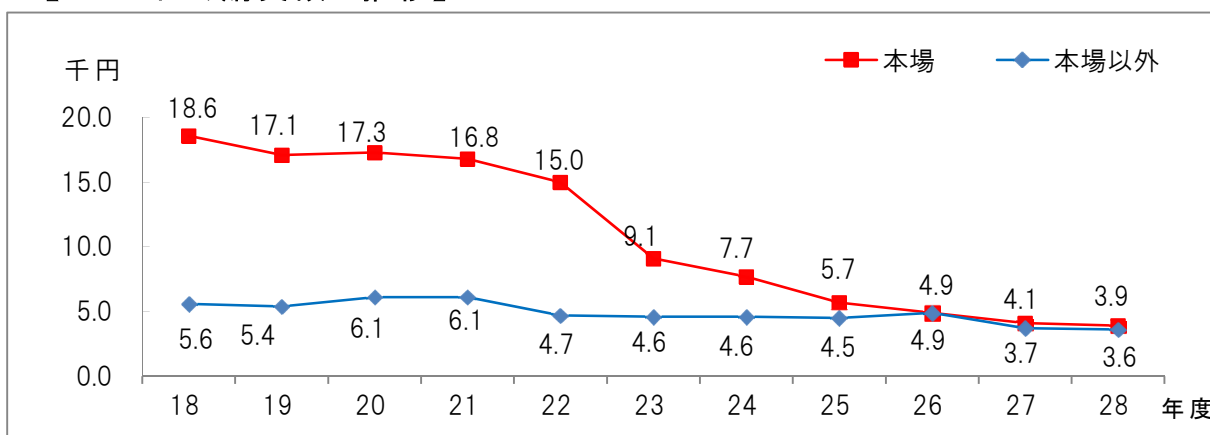
##### 【売上高の推移】



##### 【利用者数の推移】



##### 【一人当たり購買額の推移】



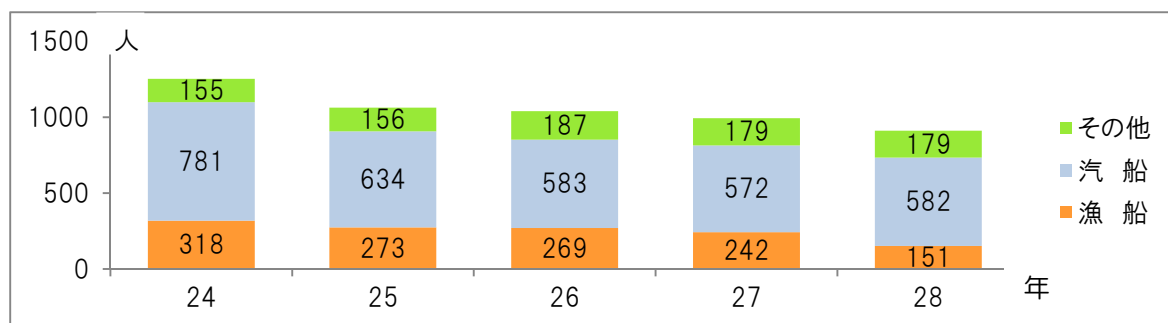
## 5. 船舶検査

海上における人命の安全、船舶の堪航性を確保及び海洋汚染防止のため、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船体、機関、救命設備、消防設備及び海洋汚染防止設備等について設計・製造段階から廃船に至るまでの間、必要な技術基準に適合していることを造船所等で確認している。

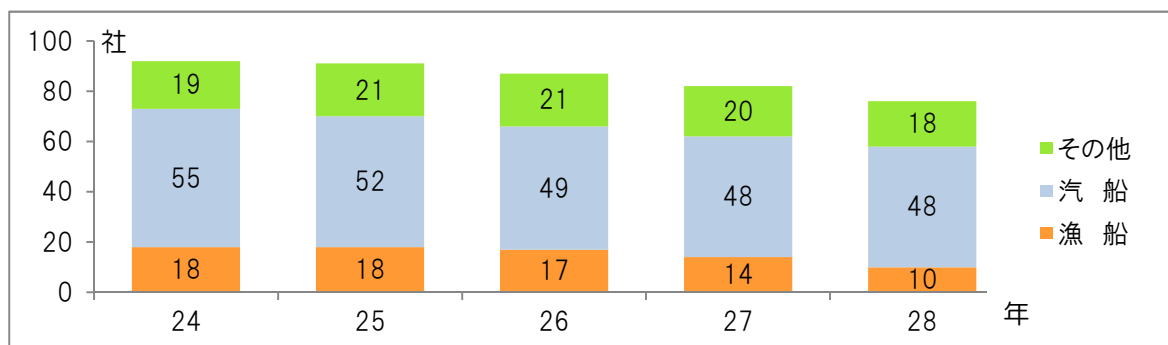
また、人的要因による海難事故の発生を防止するため、平成10年7月にISM(安全管理システム)コードがSOLAS条約に取り入れられ、国際航海船舶に対して審査を実施している。更に平成12年7月から同コードが適用されていない内航船舶に対しても任意申請による審査を実施している

## 6. 船員関係(各年10月1日現在)

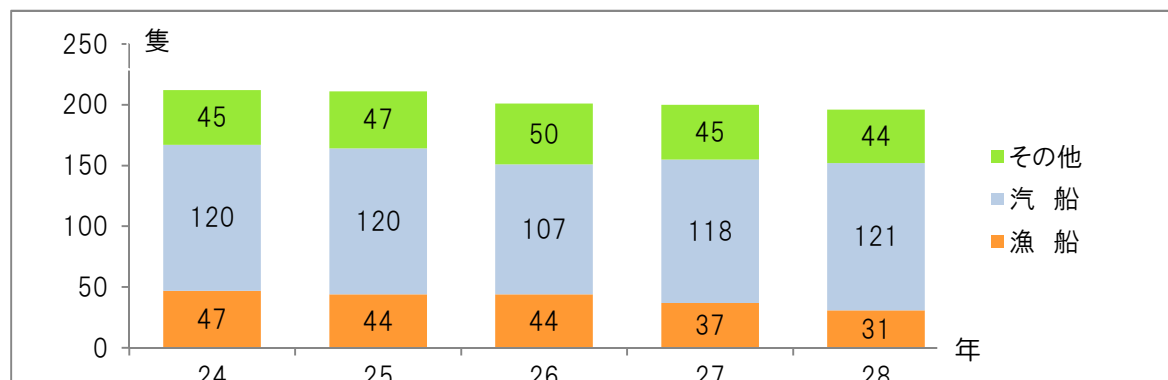
### 【船員数の推移】



### 【事業者数の推移】



### 【船舶数の推移】

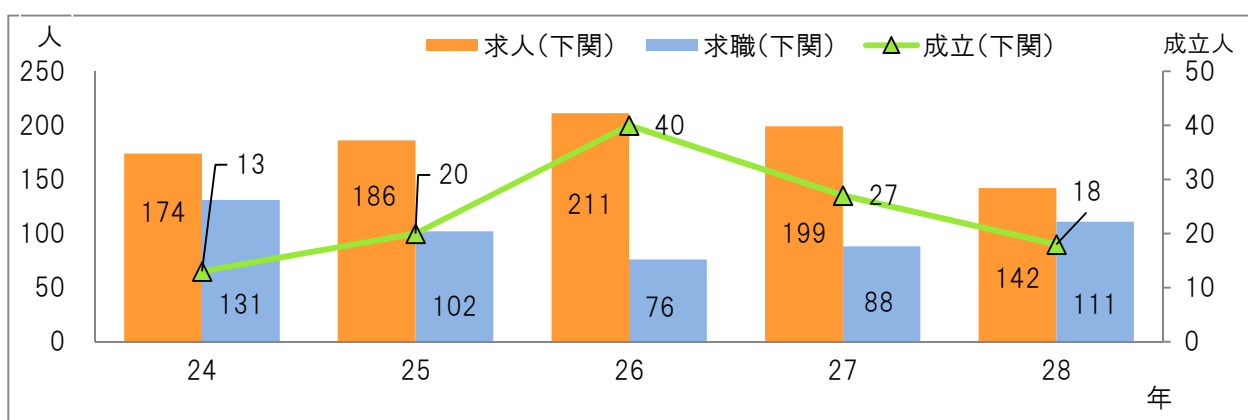




## 7. 船員職業安定業務

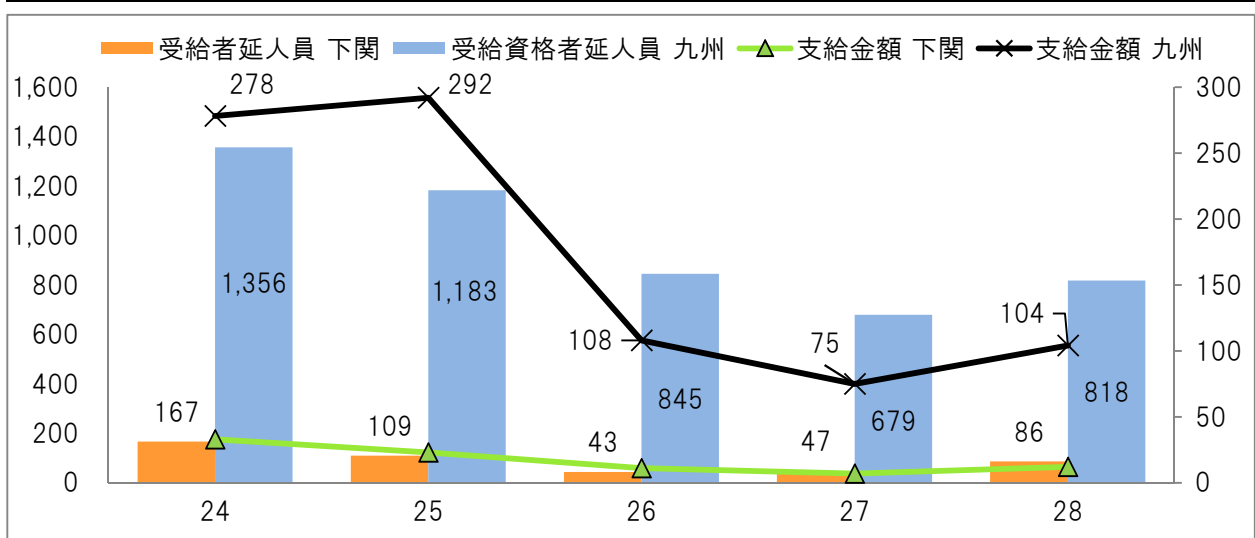
### 【職業紹介実績】

	求人(人)			求職(人)			成立(人)		
	下関	九州	全国	下関	九州	全国	下関	九州	全国
24年	174	1,472	7,376	131	1,799	5,180	13	305	1,272
25年	186	1,687	8,287	102	1,768	5,034	20	296	1,270
26年	211	2,021	9,786	76	1,461	4,524	40	336	1,203
27年	199	1,989	10,859	88	1,434	4,721	27	278	1,188
28年	142	2,017	10,835	111	1,483	4,522	18	250	1,125



### 【失業保険金支給状況】

	受給者延人員(人)			支給金額(百万円)		
	下関	九州	全国	下関	九州	全国
24年	167	1,356	3,662	33	278	502
25年	109	1,183	3,424	23	292	342
26年	43	845	2,515	11	108	329
27年	47	679	2,479	11	75	318
28年	86	818	2,144	12	104	283



## 8. 船員労務監査

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
船舶監査	監査船舶数	38(4)	44(4)	51	50	80
	監査船員数	220	318	284	244	672
	違反船舶数	2	3	4	4	7
	違反件数	3	4	4	12	8
	勧告船舶数	1	7	3	2	4
	勧告件数	1	13	4	4	5
事業場監査	監査事業場数	0	0	0	0	0
	監査船員数	0	0	0	0	0
	違反事業者数	0	0	0	0	0
	違反件数	0	0	0	0	0
	勧告事業者数	0	0	0	0	0
	勧告件数	0	0	0	0	0
処理状況	司法処分	0	0	0	0	0
	文書戒告	2	3	4	5	8
申告	申告受理件数	0	0	0	0	0
	他局からの移牒申告件数	0	0	0	0	0
	他局への移牒申告件数	0	0	0	0	0

(注)数値は災害監査等の実績を含む。

## 9. 運輸安全マネジメント

区分		年度				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
合同評価	旅客船	0	0	0	0	0
	内航	0	0	0	1	0
単独評価	旅客船	0	1	1	1	0
	内航	3	4	4	3	0

※「合同評価」とは、本省又は本局と合同で評価実施したものである。

## 10. 外国船舶監督業務

旗国	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	監督隻数	技術適合命令 基準	是正通告	改善命令	監督隻数	技術適合命令 基準	是正通告	改善命令	監督隻数	技術適合命令 基準	是正通告	改善命令
韓国	27				21				18			
パナマ	41				45				26		1	
カンボジア	6	1			9				1			
中国	8				8				3			
マーシャル諸島	4				2				4			
ホンコン	3	1			3				3			
ベリーズ	4	1			4				3			
フィリピン	4				1				1			
モンゴル	3				2				1			
バヌアツ									1			
キプロス					2				1			
インドネシア	1											
バハマ					2				2			
バングラデシュ									1			
キリバス					3							
ノルウェー	3				2							
ロシア	1											
リベリア	1				2				2			
シンガポール	3				3				4			
マルタ	2	1							2			
ギリシャ									1			
アンティグア ・バブダ									2			
ニウエ					1	1						
ツバル									2			
トルコ	1											
ミクロネシア									3			
ソロモン諸島									1			
タンザニア									1			
トーゴ									4			
合計	112	4	0	0	110	1	0	0	87	0	1	0

## II 下関海事事務所の概要

### 1. 名称・所在地



九州運輸局下関海事事務所

〒750-0066

山口県下関市東大和町1丁目7番1号

電話 083-266-7151

FAX 083-266-9065

Eメール

cst-shimonoseki@ml.mlit.go.jp

### 2. 管轄区域



宇部市（平成16年11月1日：宇部市、厚狭郡楠町が合併）

下関市（平成17年2月13日：下関市、豊浦郡菊川町、豊浦町、豊田町、豊北町が合併）

長門市（平成17年3月22日：長門市、大津郡日置町、三隅町、油谷町が合併）

山陽小野田市（平成17年3月22日：小野田市、厚狭郡山陽町が合併）

### 3. 沿革

昭和18年11月	運輸通信省門司海運局下関出張所が設置される。
昭和20年5月	官制改正により運輸通信省が運輸省となる。
昭和23年6月	官制改正により九州海運局下関出張所と改称。
昭和23年12月	九州海運局下関出張所に公共船員職業安定所が設置される。
昭和24年6月	運輸省設置法及び海運局支局等組織規定が公布された。
昭和27年8月	船舶安全法、船舶職員法関係業務が海上保安庁から移管される。公共職業安定所の名称が船員職業安定所と改称される。九州海運局下関出張所が下関分局となる。
昭和28年3月	下関分局が下関支局となり、宇部支局仙崎出張所が下関支局仙崎出張所となる。
昭和29年4月	下関支局に船員労務官が設置される。
昭和39年6月	船員労務官が専任制になる。
昭和45年4月	仙崎出張所が廃止される。
昭和59年7月	運輸省設置法の改正により九州運輸局下関海運支局に改称された。
平成13年1月	中央省庁再編等により、運輸省は国土庁、北海道開発庁及び建設省と統合し「国土交通省」が発足した。
平成14年7月	国土交通省設置法の改正により九州運輸局下関海事事務所に改称された。
平成14年10月	外国船舶監督官が配置された。
平成15年4月	宇部海事事務所の廃止に伴い、宇部管内の管轄区域が移管される。 次長制が新設された。
平成17年4月	組織改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が配置された。
平成18年7月	課制からスタッフ制（運輸企画専門官、海事技術専門官）の配置となった。

#### 4. 組織及び主な業務

九州運輸局 下関海事事務所	監理・運航	● 海事代理士、廃油処理、旅客船、内航海運、 港湾運送、倉庫業の指導・監督
	船 舶	● 船舶の登録、造船、船用工業、モーターボート 競走の指導・監督、
	検 査	● 船舶検査、船舶保安検査
	船 員	● 海技免状、雇入届、船員職業紹介、失業保険
	運航労務監理	● 旅客船・内航貨物船の運航管理、船員の安全・ 労働条件の確保、船員災害防止
	船舶検査	● 船舶検査、船舶保安検査
	船舶測度	● 船舶のトン数測度
	外国船舶監督	● 外国船舶の監督